

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対象補助金	沖縄市自治会加入促進協議会補助金				
所管部署	市民部市民生活課	監査実施日	令和4年11月	提出月日	令和5年10月27日
指摘事項等		措置状況等			
<b>【所管課への指摘事項等】</b> (1) 補助対象経費に係る繰越金の振替について 協議会においては、補助対象経費と補助対象外経費を区分し口座を設けて管理しているところ、補助対象経費に係る収支差引において発生した繰越金を補助対象外経費の口座に振り替えられていた。 協議会補助金交付要綱によると、補助対象経費及び補助限度額は原則、別表第1（自治会加入促進事業費）に定めるもののうち、補助交付の目的に照らし、公金支出することがふさわしいものとする事となっている。また、別表第2（交際費、慶弔費、飲食費等の経費及び補助事業等の目的と直接関係のない慰労又は視察等の経費等）に定めるものについては原則、補助対象外経費としている。当該繰越金は補助金を原資とするものであり、その性格上、交付手続及び予算執行の適正化を図ることで透明性を確保することが求められている。 所管部署においては、当該補助対象経費の執行管理について、協議会と具体的に協議を行い、必要な指導に努めていただきたい。		措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/>			
<b>【留意事項】</b>		<p>沖縄市自治会加入促進協議会については、令和5年4月20日総会において、閉会を議決しており、現在はその機能等を自治会長協議会へ移行しております。  当監査指摘事項につきましては、市民生活課より自治会長協議会へ伝え、対応を協議しております。  協議内容といたしましては、補助対象経費と補助対象外経費の区分や、予算書及び決算書の掲載方法、補助金執行や口座の適切な管理等となっております。  今後も自治会長協議会と連絡や予算執行管理を密に行い、必要な指導を行って参ります。</p>			

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。

措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

対象補助金	沖縄市自治会加入促進協議会補助金				
補助団体名	沖縄市自治会加入促進協議会	監査実施日	令和4年11月	提出月日	令和5年10月27日
指摘事項等		措置状況等			
<p><b>【本団体への指摘事項等】</b></p> <p>(1) 補助対象経費に係る繰越金の振替について</p> <p>協議会においては、補助対象経費と補助対象外経費を区分し口座を設けて管理しているところ、補助対象経費に係る収支差引において発生した繰越金を補助対象外経費の口座に振り替えられていた。</p> <p>協議会補助金交付要綱によると、補助対象経費及び補助限度額は原則、別表第1に定めるもののうち、補助交付の目的に照らし、公金支出することがふさわしいものとなっている。また、別表第2に定めるものについては原則、補助対象外経費としている。当該繰越金は補助金を原資とするものであり、その性格上、交付手続及び予算執行の適正化を図ることで透明性を確保することが求められている。</p> <p>協議会においては、当該補助対象経費の執行について、交付要綱等の趣旨に沿って客観的に公益上の必要性を検討され、適切な管理に努めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p>		<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>指摘の事項に関して、令和4年度には役員内及び市当局にも常に確認を取りながら予算執行に努めた。</p>			
<p>(2) 立替払による支払いについて</p> <p>消耗品等の購入における支払いについて、協議会職員個人のクレジットカードにより立替払を行い、後日精算している状況が見られた。</p> <p>協議会の会計経理において、立替払を必ずしも否定するものではないが、その財源である補助金は公金であり、その執行に当たっては、適正性や透明性の確保が求められている点に十分留意する必要がある。</p> <p>やむを得ず立替払を行う場合には、協議会会員相互の確認のうえ、立替金額の上限や精算期限を明確にするなど、一定のルールの下で行うことが必要だと考える。また、職員個人の立替払を極力抑制するために、一定額の小口現金等を用意する等の工夫をするよう検討されたい。</p>		<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>クレジットカードの使用に関しては、令和4年6月以降は禁止とし、事務員及び役員であってもクレジットカードを使用した立替払をしないよう申し合わせた。また、通帳及び銀行印の管理を分け、出金時には役員の承認を得ることとした。</p>			

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

対象補助金	沖縄市自治会加入促進協議会補助金				
補助団体名	沖縄市自治会加入促進協議会	監査実施日	令和4年11月	提出月日	令和5年10月27日
指摘事項等		措置状況等			
<p>さらに、会計経理の運用管理に当たっては、協議会職員単独での執行とならぬよう複数人でのチェック体制が不可欠である。</p> <p style="text-align: center;">【留意事項】</p>					

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

指定管理施設名	沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園				
所管課名	経済文化部農林水産課	監査実施日	令和5年4月	提出月日	令和5年10月31日
指摘事項等		措置状況等			
<b>【所管課への指摘事項等】</b> (1) 事業報告書等の点検について 本件監査資料中、指定管理者が作成した事業報告書及び付属書類等の内容に不備、誤りが散見されたため訂正を求めたところ、時間を要しての再提出となった。指定管理施設の決算ともいえる事業報告書等の誤り、これに基づくモニタリングの実施は、その実態を誤ったまま把握することとなり、協定等の求める要求水準の確認や市民サービスの改善など、モニタリング本来の役割を果たしていない状況である。 事業報告書等の点検及びモニタリングの実施については、協定等に基づく各事項を踏まえ、所管部署及び指定管理者相互のチェック体制を図るよう努めていただきたい。 <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p>		措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/> 事業報告書については、書類の不備および誤りを是正するために事務手続きのマニュアルを作成するよう求め、現在作成したマニュアルをもとに管理運営を行っております。また、提出された事業報告書の内容を確認するため、チェックリストを作成し、不備等ないか確認できるように改善いたしました。チェック体制については、所管部及び指定管理者相互のチェック体制を図るよう努めて参ります。			
(2) 指定管理施設の管理に係る経費の収支について 事業報告書中、管理に係る経費の収支においては、947,888円の収支不足額が確認された。この原因としては、収支予算書の作成時における消費税率の誤りによる経費の積算ミスや、管理職員の人事異動に伴う人件費の増加が主なものであった。 指定管理者は、指定管理料を上限額として事業計画書及び収支予算書の提案を行うものであり、また、所管部署は、必要と認める管理経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理料として支払うものとなっている。 事業計画書及び収支予算書の作成時においては、前年度事業及び予算をそのまま踏襲することなく、法令等の改正、諸制度の変更など管理運営を取り巻く状況の変化に十分配慮し、限られた予算の中、くれぐれも指定管理料が追加の補填とならないように努めていただきたい。 <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p>		措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/> 指定管理者より提出された事業計画書及び収支予算書について、前年度事業及び予算をそのまま踏襲されたものでないこと、また、指定管理料上限額を超える予算額でないことを確認し、指定管理料の追加の補填とならないよう努めます。 また、施設管理職員の人事異動等変更があった場合は、指定管理の仕様書に基づき、書面をもって報告するように指定管理者へ求め、人事異動による予算の増減がある場合は双方で協議を行い対応を決定して参ります。			

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

指定管理施設名	沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園				
所 管 課 名	経済文化部農林水産課	監査実施日	令和5年4月	提出月日	令和5年10月31日
指摘事項等		措置状況等			
<p>(3) 指定管理者業務の確認、調査及び指示について</p> <p>所管部署においては、事業終了後のモニタリング以外に指定管理者に対し、その運営管理に係る定期又は随時の報告を求めることや、実地について調査し、又は必要な指示するなどの状況を確認できなかった。</p> <p>指定管理施設の管理の適正を期するため、条例や協定書等に定められた管理運営・事業の実施が要求水準を満たしているかチェックを行うために定期・随時のモニタリングは不可欠であり、その結果を受けて、指定管理者が提供するサービスの改善や市民ニーズの把握に努めることが肝要である。</p> <p>なお、モニタリングの内容は、施設の性格や利用形態等を考慮して定め、実施の時期をはじめ、回数や具体的方法を指定管理者と協議して定めるとともに書面に残すよう留意していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【留意事項】</p>		<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>指定管理者には、年度途中の4月～9月の管理運営状況の定期報告書の提出を求めます。現地確認のモニタリングは、事業報告書提出後の6月～10月までに実施することを協議し決定しました。今後も協議が必要な場合は協議書等を書面に残すように努めます。</p> <p>事業報告書および現地確認のモニタリングの具体的方法については、モニタリングシートの内容を確認していくとともに、詳細についてはチェックリストを作成し、報告書の内容や、現地での手続きの流れなど確認できるように改善しました。</p>			

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

## 財政援助団体等監査措置状況報告書

指定管理施設名	沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園				
指定管理者	沖縄県農業協同組合	監査実施日	令和5年4月	提出月日	令和5年10月31日
指摘事項等			措置状況等		
<p><b>【指定管理者への指摘事項等】</b></p> <p>(1)利用許可の手続について</p> <p>指定管理者は、申請者から指定管理施設の利用許可申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、利用決定通知書を申請者に交付するものと定められているところ、当該利用決定通知書を省略し、当該利用料金の振込依頼書を渡すことで、これに代えていた実態があった。また、この手続業務については、実質担当職員1名によって行われていた。</p> <p>利用決定通知書の交付に当たっては、場所・設備等の利用範囲、利用日時、利用料金、許可の条件又は却下の理由などを付記し、利用許可手続に係る行政処分の内容を申請者に対し明示しなければならないところ、法令等に基づかない適正性に欠くものであった。</p> <p>指定管理者とは、公の施設の管理権限の委任を受け、市長に代わり利用許可等の行政処分を行い、条例において規定された利用料金を徴収し、収入とすることができるものである。市民に信頼される指定管理施設の管理運営に資するためにも、当該業務に係る法令等の理解及び職員間の情報共有並びにチェック体制の確保については、厳に実行していただきたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【指摘事項】</b></p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>財政援助団体等監査結果を真摯に受け止め、監査指摘後、内部管理体制を見直すことで当該業務を強化し、利用（申請）者から利用許可申請書の提出があった場合は速やかに利用の可否を決定し、施設・備品等の利用日時、利用範囲、利用料金、許可の条件（却下を含む）などを付記した利用決定通知書と利用料金請求書を発送（郵送）または手渡しで条例に基づき交付するよう改善いたしました。</p> <p>また、手続業務につきましては、申請書の受理（職員A）、利用の可否決定（管理職）、利用決定通知書及び請求書の交付（職員B）と複数名で確認を行うよう改善しました。今後、適切な管理運営を行うため、情報共有を図ることで信頼される施設運営、指定管理業務に努めます。</p>		
<p>(2)利用料金の納入について</p> <p>指定管理施設の利用料金については、指定管理者が後納を認めるケースが多数あった。これらは、コロナ禍による施設利用のキャンセルが発生した場合を考慮し、業務効率化に対応したものであり一定の理解はできるものの、後納にもかかわらず振込依頼書に納入期限が記載されていないかった。</p> <p>原則、利用者は7日前までに利用料金を前納しなければならないこととなっており、指定管理者は納入確認後に施設の利用を許すこととなるが、後納においては納入の確認が事後となるため、忘失等による未納となることも考えられる。</p> <p>振込依頼書発行の際には確実に振込期限を明示し、特に後納を認める場合においては、利用者の連絡先など身元の確認が十分取れるよう対処していただきたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【留意事項】</b></p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>ご指摘の利用料金納入につきましては手続業務を見直し、利用許可の決定後、振込期限の記載された請求書の発送（郵送）または手渡しすることで改善いたしました。利用申請の内容によっては後納（当日利用等でやむを得ない場合）もあり、同様に振込期限を設定し、請求書の発送（郵送）または手渡しすることで適正な管理業務に努めます。また、利用者の連絡先につきましては、申請書受付時に連絡先など身元の確認を行うよう改善しました。</p>		

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

指定管理施設名	沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園				
指定管理者	沖縄県農業協同組合	監査実施日	令和5年4月	提出月日	令和5年10月31日
指摘事項等			措置状況等		
<p>(3)利用料金の照合について</p> <p>利用料金の入金があった際に指定管理者は、当該利用者等を利用許可申請書で確認し、当該利用金額を指定管理者が管理する指定施設利用内訳簿により確認・照合していた。また、利用者等に発行した振込依頼書の写しを保管していない事例が多数見られた。</p> <p>利用料金は、公共性の観点において透明性及び公正性を担保しなければならない。第三者視点としての証拠性や信ぴょう性を確保するためにも、利用料金の照合には、振込依頼書の写し、加えて利用者が発行すべき利用決定通知書などをもって、確実に指定管理口座と照合するように是正していただきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【指摘事項】</b></p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>利用料金の照合につきましては、①利用決定通知書及び請求書を基に指定管理口座と照合すること、②条例に沿った業務で適正な利用料の管理、について携わる職員と今一度確認を行いました。また令和5年度よりチェック体制を見直し、決定通知書・請求書と指定管理口座の照合（職員A）、再照合及び経理処理（職員B）、検証（管理職）で信ぴょう性ある業務に取り組んでいます。なお、チェック体制を見直したことで人件費の増加とならないよう他業務と組み合わせた適正な指定管理業務に努めます。</p>		
<p>(4)利用料金の減免手続について</p> <p>農民研修センターの利用料金の減免件数は372件であった。そのうち、農民研修センター条例施行規則において定める「その他市長又は指定管理者が認める特別な理由」に該当する件数は46件であったが、その理由について明確な回答が得られなかった。</p> <p>指定管理者独自での判断・解釈による利用料金の減免の多用は、指定管理施設の経営に影響を及ぼすことになりかねない。当該減免の独自の判断については、曖昧になるおそれがあることから、所管部署との協議・調整によりルールづくりをしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p>			<p>措置済<input type="checkbox"/> 検討中<input checked="" type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>利用料金の減免につきまして、令和5年10月6日に行政所管部署と協議を行いました。沖縄市農民研修センター条例施行規則（利用料金の減免）第6条第2項第4号につきましては、現在継続して協議しております。沖縄市農民研修センター条例および条例施行規則に則り、適正に指定管理業務に努めます。</p>		
<p>(5)事業報告書等の点検について</p> <p>本件監査資料中、指定管理者が作成した事業報告書及び付属書類等の内容に不備、誤りが散見されたため訂正を求めたところ、時間を要しての再提出となった。</p> <p>指定管理施設の決算ともいえる事業報告書等の誤り、これに基づくモニタリングの実施は、その実態を誤ったまま把握することとなり、協定等の求める要求水準の確認や市民サービスの改善など、モニタリング本来の役割を果たしていない状況である。</p> <p>事業報告書等の点検及びモニタリングの実施については、協定等に基づく各事項を踏まえ、所管部署及び指定管理者相互のチェック体制を図るよう努めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>ご指摘につきまして、事業報告書及び付属書類等の内容に不備が多く、再提出を求められた際、提出に時間がかかり、監査業務が遅延したことについて、不適切な対応であったと認識しております。今後は、指定管理業務に係る業務体制を見直し、日々・毎月のチェックで不備、誤りの無いよう真摯に取り組みます。事業報告書等の作成及び点検については、協定等に基づく各事項を踏まえ、行政所管部署及び指定管理者相互のチェック体制を図るよう取り組んでまいります。</p>		

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

指定管理施設名	沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園				
指定管理者	沖縄県農業協同組合	監査実施日	令和5年4月	提出月日	令和5年10月31日
指摘事項等			措置状況等		
<p>(6) 指定管理者口座の管理について</p> <p>指定管理者の資金の管理状況を確認したところ、当該指定管理施設の管理口座を利用料金等の入金のみで使用し、当該管理経費の支払については指定管理団体の別の決済口座に振り替え、そこから支払われていた。そのため、当該管理口座のみではその収支状況を確認できず、指定管理団体の会計管理システムのデータと通帳の照合が行われるという状況であった。</p> <p>沖縄市農民研修センター等の指定管理者業務仕様書において、指定管理施設の管理代行に係る資金管理については、原則として、当該団体自体の口座とは別の口座で行うことと定められ、また、諸事情により当該口座での管理が難しい場合には市長と協議して対応することとしている。</p> <p>指定管理者の管理口座については、指定管理者及び所管部署相互において基本協定書や業務仕様書等を確認し、協議及び調整のもと、管理口座を一本化するなど資金の管理方法を見直し、明確に説明責任を果たせるよう是正していただきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【指摘事項】</b></p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>指定管理口座の管理につきましては指摘を受け、収入のみではなく支出についても管理口座から行うよう指定管理口座を一本化する手続きを行いました。一本化することで収支状況の確認・管理・説明責任、指定管理者の役割を十分理解し業務に取り組んでまいります。</p>		
<p>(7) 指定管理施設の管理に係る経費の収支について</p> <p>事業報告書中、管理に係る経費の収支においては、947,888円の収支不足額が確認された。この原因としては、収支予算書の作成時における消費税率の誤りによる経費の積算ミスや、管理職員の人事異動に伴う人件費の増加が主なものであった。</p> <p>指定管理者は、指定管理料を上限額として事業計画書及び収支予算書の提案を行うものであり、また、所管部署は、必要と認める管理経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理料として支払うものとなっている。</p> <p>事業計画書及び収支予算書の作成時においては、前年度事業及び予算をそのまま踏襲することなく、法令等の改正、諸制度の変更など管理運営を取り巻く状況の変化に十分配慮し、限られた予算の中、くれぐれも指定管理料が追加の補填とならないように努めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【留意事項】</b></p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>指定管理者は事業計画書および収支予算書の作成においては、前年度事業及び予算をそのまま踏襲することなく、法令等の改正、諸制度の変更など管理運営を取り巻く状況の変化に十分配慮し、指定管理料の計画策定に取り組み指定管理料の追加補填が生じないよう努めてまいります。また、人事異動等による人件費増加やその他収支予算書に関連する内容が生じた場合には、直ぐに行政所管部署への報告（仕様書に基づく書面での報告）または必要に応じて協議を行ってまいります。</p>		

※措置済□検討中□未措置□のうちの該当するものにチェックを入れてください。  
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。